

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文  
 ○警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 国家公安委員会の委員の服務の宣誓（第一条）</p> <p>第二章 警察庁の組織</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>第一款 長官官房（第二条―第十四条）</p> <p>第二款 生活安全局（第十五条―第二十条）</p> <p>第三款 刑事局（第二十一条―第三十五条）</p> <p>第四款 交通局（第三十六条―第四十条）</p> <p>第五款 警備局（第四十一条―第五十三条）</p> <p>第六款 情報通信局（第五十四条―第五十八条）</p> <p>第七款 警察庁顧問（第五十九条）</p> <p>第二節 附属機関</p> <p>第一款 警察大学校（第六十条―第八十六条）</p> <p>第二款 科学警察研究所（第八十七条―第一百七条）</p> <p>第三款 皇宮警察本部（第一百八条―第二百二十七条）</p> <p>第三節 地方機関</p> <p>第一款 管区警察局（第二百二十八条―第五百四十四条）</p> <p>第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第二百五十        五条―第六十四条）</p> <p>第三章 地方警務官の階級別定員（第六十五条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 国家公安委員会の委員の服務の宣誓（第一条）</p> <p>第二章 警察庁の組織</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>第一款 長官官房（第二条―第十四条）</p> <p>第二款 生活安全局（第十五条―第二十条）</p> <p>第三款 刑事局（第二十一条―第三十五条）</p> <p>第四款 交通局（第三十六条―第四十条）</p> <p>第五款 警備局（第四十一条―第五十二条）</p> <p>第六款 情報通信局（第五十三条―第五十六条）</p> <p>第七款 警察庁顧問（第五十七条）</p> <p>第二節 附属機関</p> <p>第一款 警察大学校（第五十八条―第八十四条）</p> <p>第二款 科学警察研究所（第八十五条―第一百五条）</p> <p>第三款 皇宮警察本部（第一百六条―第二百二十五条）</p> <p>第三節 地方機関</p> <p>第一款 管区警察局（第二百二十六条―第五百二十二条）</p> <p>第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第五百十        三条―第六十二条）</p> <p>第三章 地方警務官の階級別定員（第六十三条）</p> <p>附則</p>

第二章 警察庁の組織

第一節 内部部局

第一款 長官官房

(政策企画官)

第二条 (略)

2 政策企画官は、命を受け、警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号)以下「令」という。(第八条第五号及び第六号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

(警察行政運営企画室)

第三条 (略)

2 警察行政運営企画室においては、令第八条第五号に掲げる事務のうち警察行政の運営一般に関する事務及び同条第七号に掲げる事務をつかさどる。

3・4 (略)

(広報室)

第四条 (略)

2 広報室においては、令第八条第十二号に掲げる事務をつかさどる。

3・4 (略)

(情報公開・個人情報保護室)

第五条 (略)

2 情報公開・個人情報保護室においては、令第八条第十三号及び第十四号に掲げる事務をつかさどる。

3・4 (略)

(留置管理室)

第六条 (略)

第二章 警察庁の組織

第一節 内部部局

第一款 長官官房

(政策企画官)

第二条 (略)

2 政策企画官は、命を受け、警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号)以下「令」という。(第八条第五号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

(警察行政運営企画室)

第三条 (略)

2 警察行政運営企画室においては、令第八条第五号に掲げる事務のうち警察行政の運営一般に関する事務及び同条第六号に掲げる事務をつかさどる。

3・4 (略)

(広報室)

第四条 (略)

2 広報室においては、令第八条第十一号に掲げる事務をつかさどる。

3・4 (略)

(情報公開・個人情報保護室)

第五条 (略)

2 情報公開・個人情報保護室においては、令第八条第十二号及び第十三号に掲げる事務をつかさどる。

3・4 (略)

(留置管理室)

第六条 (略)

- 2 留置管理室においては、令第八条第十五号に掲げる事務をつかさどる。  
3・4 (略)

(犯罪被害者支援室)  
第十三条 (略)

- 2 犯罪被害者支援室においては、令第十一条第十号から第十二号までに掲げる事務をつかさどる。  
3・4 (略)

第二款 生活安全局

(少年保護対策室)

第十七条 (略)

- 2 少年保護対策室においては、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務(同条第四号、第六号及び第七号に掲げる事務のうち児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノをいう。以下この項において同じ。)に関する事務並びに令第十七条第五号に掲げる事務のうち児童ポルノ及び国外犯に関する事務を除く。)及び令第十七条第八号に掲げる事務をつかさどる。

3・4 (略)

(削除)

- 2 留置管理室においては、令第八条第十四号に掲げる事務をつかさどる。  
3・4 (略)

(犯罪被害者支援室)  
第十三条 (略)

- 2 犯罪被害者支援室においては、令第十一条第九号から第十一号までに掲げる事務をつかさどる。  
3・4 (略)

第二款 生活安全局

(少年保護対策室)

第十七条 (略)

- 2 少年保護対策室においては、令第十七条第四号から第八号までに掲げる事務(児童ポルノ対策官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3・4 (略)

(児童ポルノ対策官)

第十八条 生活安全局少年課に、児童ポルノ対策官一人を置く。

- 2 児童ポルノ対策官は、命を受け、令第十七条第四号、第六号及び第七号に掲げる事務のうち児童ポルノ(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号

(風俗環境対策室)

第十八条 (略)

(情報技術犯罪捜査指導室)

第十九条 (略)

2 情報技術犯罪捜査指導室においては、令第十九条第一号及び第二号に掲げる事務(官民連携推進官の所掌に属するものを除く。)並びに同条第七号に掲げる事務をつかさどる。

3・4 (略)

(官民連携推進官)

第二十条 生活安全局情報技術犯罪対策課に、官民連携推進官一人を置く。

2 官民連携推進官は、命を受け、令第十九条第一号から第四号までに掲げる事務のうち民間事業者との連携に関する事務をつかさどる。

#### 第四款 交通局

(高齢運転者等支援室)

第四十条 交通局運転免許課に、高齢運転者等支援室を置く。

2 高齢運転者等支援室においては、令第三十五条に掲げる事務のうち高齢者、障害者その他の自動車等の運転に関し支援を要する者に関する事務をつかさどる。

3 高齢運転者等支援室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、高齢運転者等支援室の事務を掌理する。

(第二条第三項に規定する児童ポルノをいう。以下この項において同じ。)

( )に関する事務並びに令第十七条第五号に掲げる事務のうち児童ポルノ及び国外犯に関する事務をつかさどる。

(風俗環境対策室)

第十九条 (略)

(情報技術犯罪捜査指導室)

第二十条 (略)

2 情報技術犯罪捜査指導室においては、令第十九条第一号、第二号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

3・4 (略)

(新設)

#### 第四款 交通局

(外国人運転者対策官)

第四十条 交通局運転免許課に、外国人運転者対策官一人を置く。

2 外国人運転者対策官は、命を受け、令第三十五条に掲げる事務のうち外国人である自動車等の運転者に関する事務及び国際機関、本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第五款 警備局

(警備調査企画官)

第四十一条 警備局警備企画課に、警備調査企画官一人を置く。

2 警備調査企画官は、命を受け、令第三十七条第一号、第三号及び第四号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

(画像情報分析室)

第四十二条 (略)

(危機管理室)

第四十三条 (略)

(サイバー攻撃対策官)

第四十四条 (略)

(災害対策室)

第四十五条 (略)

2 災害対策室においては、令第三十九条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務(原子力災害警備その他原子力災害対策に関するもの及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3・4 (略)

警備対策室

第四十六条 (略)

(警衛室)

第四十七条 (略)

(警護室)

第四十八条 (略)

第五款 警備局

(新設)

(画像情報分析室)

第四十一条 (略)

(危機管理室)

第四十二条 (略)

(サイバー攻撃対策官)

第四十三条 (略)

(災害対策室)

第四十四条 (略)

2 災害対策室においては、令第三十九条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室及び特殊警備対策官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3・4 (略)

警備対策室

第四十五条 (略)

(警衛室)

第四十六条 (略)

(警護室)

第四十七条 (略)

(削除)

(外事情報調整室)

第五十条 警備局外事情報部外事課に、外事情報調整室を置く。

2 外事情報調整室においては、令第四十条第一号に掲げる事務のうち国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。

3 外事情報調整室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、外事情報調整室の事務を掌理する。

(外事特殊事案対策官)

第五十一条 (略)

(不正輸出対策官)

第五十二条 (略)

(国際テロリズム情報官)

第五十三条 (略)

(特殊警備対策官)

第四十八条 警備局警備課に、特殊警備対策官一人を置く。

2 特殊警備対策官は、命を受け、令第三十九条第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事務のうち重大テロリズム(国際関係に重大な影響を与え、国の重大な利益を著しく害し、又は多数の者の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じるおそれのあるテロリズムをいう。)に係る事案及び原子力災害警備その他原子力災害対策に関する事務(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に属するものを除く。)、同条第三号及び第四号に掲げる事務並びに同条第五号に掲げる事務のうち原子力災害警備に関する事務(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(新設)

(外事特殊事案対策官)

第五十条 (略)

(不正輸出対策官)

第五十一条 (略)

(国際テロリズム情報官)

第五十二条 (略)

第六款 情報通信局

(通信運用室)

第五十四条 (略)

(情報処理センター)

第五十五条 (略)

(情報セキュリティ対策官)

第五十六条 情報通信局情報管理課に、情報セキュリティ対策官一人を置く。

2 情報セキュリティ対策官は、命を受け、令第四十四条第一号に掲げる事務のうち電子計算組織に係る情報の安全の確保に関する事務(情報処理センターの所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(高度情報技術解析センター)

第五十七条 (略)

(サイバーテロ対策技術室)

第五十八条 (略)

第七款 警察庁顧問

(警察庁顧問)

第五十九条 (略)

第二節 附属機関

第一款 警察大学校

(警察大学校の位置)

第六十条 (略)

第六款 情報通信局

(通信運用室)

第五十三条 (略)

(情報処理センター)

第五十四条 (略)

(新設)

(高度情報技術解析センター)

第五十五条 (略)

(サイバーテロ対策技術室)

第五十六条 (略)

第七款 警察庁顧問

(警察庁顧問)

第五十七条 (略)

第二節 附属機関

第一款 警察大学校

(警察大学校の位置)

第五十八条 (略)

- 
- 第六十一条 (警察大学校長) (略)
  - 第六十二条 (副校長等) (略)
  - 第六十三条 (部) (略)
  - 第六十四条 (教務部の分課) (略)
  - 第六十五条 (庶務課) (略)
  - 第六十六条 (会計課) (略)
  - 第六十七条 (教務課) (略)
  - 第六十八条 (警務教養部の所掌事務) (略)
  - 第六十九条 (生活安全教養部の所掌事務) (略)
  - 第七十条 (刑事教養部の所掌事務) (略)
  - 第七十一条 (組織犯罪対策教養部の所掌事務) (略)
  - 第七十二条 (交通教養部の所掌事務) (略)
  - 第七十三条 (警備教養部の所掌事務) (略)
  - 第七十四条 (教官教養部の所掌事務) (略)

- 
- 第五十九条 (警察大学校長) (略)
  - 第六十条 (副校長等) (略)
  - 第六十一条 (部) (略)
  - 第六十二条 (教務部の分課) (略)
  - 第六十三条 (庶務課) (略)
  - 第六十四条 (会計課) (略)
  - 第六十五条 (教務課) (略)
  - 第六十六条 (警務教養部の所掌事務) (略)
  - 第六十七条 (生活安全教養部の所掌事務) (略)
  - 第六十八条 (刑事教養部の所掌事務) (略)
  - 第六十九条 (組織犯罪対策教養部の所掌事務) (略)
  - 第七十条 (交通教養部の所掌事務) (略)
  - 第七十一条 (警備教養部の所掌事務) (略)
  - 第七十二条 (教官教養部の所掌事務) (略)
-

第七十四条 (略)

(術科教養部の所掌事務)

第七十五条 (略)

(顧問)

第七十六条 (略)

(名誉教授)

第七十七条 (略)

(特別捜査幹部研修所)

第七十八条 (略)

(国際警察センター)

第七十九条 (略)

(財務捜査研修センター)

第八十条 (略)

(取調べ技術総合研究・研修センター)

第八十一条 (略)

(警察政策研究センター)

第八十二条 (略)

(警察情報通信研究センター)

第八十三条 (略)

2 警察情報通信研究センターにおいては、警察に関する情報通信に関する研究に関する事務(サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3 9 (略)

(サイバーセキュリティ対策研究・研修センター)

第八十四条 警察大学校に、サイバーセキュリティ対策研究・研修センターを置く。

2 サイバーセキュリティ対策研究・研修センターにおいては、次に掲げる

第七十二条 (略)

(術科教養部の所掌事務)

第七十三条 (略)

(顧問)

第七十四条 (略)

(名誉教授)

第七十五条 (略)

(特別捜査幹部研修所)

第七十六条 (略)

(国際警察センター)

第七十七条 (略)

(財務捜査研修センター)

第七十八条 (略)

(取調べ技術総合研究・研修センター)

第七十九条 (略)

(警察政策研究センター)

第八十条 (略)

(警察情報通信研究センター)

第八十一条 (略)

2 警察情報通信研究センターにおいては、警察に関する情報通信に関する研究に関する事務(サイバーセキュリティ研究・研修センターの所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3 9 (略)

(サイバーセキュリティ研究・研修センター)

第八十二条 警察大学校に、サイバーセキュリティ研究・研修センターを置く。

2 サイバーセキュリティ研究・研修センターにおいては、次に掲げる事務

事務をつかさどる。

一・二 (略)

3 サイバーセキュリティ対策研究・研修センターに、所長を置く。

4 所長は、警察大学校長の命を受け、サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの事務を処理する。

5 サイバーセキュリティ対策研究・研修センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。

6・7 (略)

8 サイバーセキュリティ対策研究・研修センターに、研究室及び研修室を置く。

9 この条に定めるもののほか、サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織は、国家公安委員会規則で定める。(略)

(附属警察情報通信学校)

第八十五条 (略)

(部)

第八十六条 (略)

第二款 科学警察研究所

(科学警察研究所の位置)

第八十七条 (略)

(科学警察研究所長)

第八十八条 (略)

(副所長)

第八十九条 (略)

(研究調整官)

第九十条 (略)

をつかさどる。

一・二 (略)

3 サイバーセキュリティ研究・研修センターに、所長を置く。

4 所長は、警察大学校長の命を受け、サイバーセキュリティ研究・研修センターの事務を処理する。

5 サイバーセキュリティ研究・研修センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。

6・7 (略)

8 サイバーセキュリティ研究・研修センターに、研究室及び研修室を置く。

9 この条に定めるもののほか、サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織は、国家公安委員会規則で定める。

(附属警察情報通信学校)

第八十三条 (略)

(部)

第八十四条 (略)

第二款 科学警察研究所

(科学警察研究所の位置)

第八十五条 (略)

(科学警察研究所長)

第八十六条 (略)

(副所長)

第八十七条 (略)

(研究調整官)

第八十八条 (略)

(部)

第九十一条 (略)

(研究室)

第九十二条 (略)

(主任研究官)

第九十三条 (略)

(総務部の分課)

第九十四条 (略)

(総務課)

第九十五条 (略)

(会計課)

第九十六条 (略)

(法科学第一部の所掌事務)

第九十七条 (略)

(法科学第二部の所掌事務)

第九十八条 (略)

(法科学第三部の所掌事務)

第九十九条 (略)

(法科学第四部の所掌事務)

第一百条 (略)

(犯罪行動科学部の所掌事務)

第一百一条 (略)

(交通科学部の所掌事務)

第一百二条 (略)

(顧問)

第一百三一条 (略)

(特別顧問)

(部)

第八十九条 (略)

(研究室)

第九十条 (略)

(主任研究官)

第九十一条 (略)

(総務部の分課)

第九十二条 (略)

(総務課)

第九十三条 (略)

(会計課)

第九十四条 (略)

(法科学第一部の所掌事務)

第九十五条 (略)

(法科学第二部の所掌事務)

第九十六条 (略)

(法科学第三部の所掌事務)

第九十七条 (略)

(法科学第四部の所掌事務)

第九十八条 (略)

(犯罪行動科学部の所掌事務)

第九十九条 (略)

(交通科学部の所掌事務)

第一百条 (略)

(顧問)

第一百一条 (略)

(特別顧問)

第百四条 (略)

(特別研究員)

第百五条 (略)

(附属鑑定所)

第百六条 (略)

2 附属鑑定所は、第九十七条第二号、第九十八条第二号、第九十九条第二号及び第百条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

3 3 9 (略)

(法科学研修所)

第百七条 (略)

第三款 皇宮警察本部

(皇宮警察本部の位置)

第百八条 (略)

(皇宮警察本部長)

第百九条 (略)

(副本部長)

第百十条 (略)

(皇宮警察本部の内部組織)

第百十一条 (略)

(部長)

第百十二条 (略)

(警務課)

第百十三条 (略)

(監察課)

第百二条 (略)

(特別研究員)

第百三条 (略)

(附属鑑定所)

第百四条 (略)

2 附属鑑定所は、第九十五条第二号、第九十六条第二号、第九十七条第二号及び第九十八条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

3 3 9 (略)

(法科学研修所)

第百五条 (略)

第三款 皇宮警察本部

(皇宮警察本部の位置)

第百六条 (略)

(皇宮警察本部長)

第百七条 (略)

(副本部長)

第百八条 (略)

(皇宮警察本部の内部組織)

第百九条 (略)

(部長)

第百十条 (略)

(警務課)

第百十一条 (略)

(監察課)

---

第百十四条 (略)  
(教養課)  
第百十五条 (略)  
(会計課)  
第百十六条 (略)  
(厚生課)  
第百十七条 (略)  
(警備部の分課)  
第百十八条 (略)  
(警備第一課)  
第百十九条 (略)  
(警備第二課)  
第百二十条 (略)  
(護衛部の分課)  
第百二十一条 (略)  
(護衛第一課)  
第百二十二条 (略)  
(護衛第二課)  
第百二十三条 (略)  
(護衛第三課)  
第百二十四条 (略)  
(侍衛官)  
第百二十五条 (略)  
(護衛署)  
第百二十六条 (略)  
(皇宮警察学校長)  
第百二十七条 (略)

---

第百十二条 (略)  
(教養課)  
第百十三条 (略)  
(会計課)  
第百十四条 (略)  
(厚生課)  
第百十五条 (略)  
(警備部の分課)  
第百十六条 (略)  
(警備第一課)  
第百十七条 (略)  
(警備第二課)  
第百十八条 (略)  
(護衛部の分課)  
第百十九条 (略)  
(護衛第一課)  
第百二十条 (略)  
(護衛第二課)  
第百二十一条 (略)  
(護衛第三課)  
第百二十二条 (略)  
(侍衛官)  
第百二十三条 (略)  
(護衛署)  
第百二十四条 (略)  
(皇宮警察学校長)  
第百二十五条 (略)

---

### 第三節 地方機関

#### 第一款 管区警察局

(管区警察局総務監察部の分課)

第二百二十八条 関東管区警察局、近畿管区警察局及び九州管区警察局長の総務監察部に、首席監察官一人を置くほか、次の三課を置く。

警務課

監察課

会計課

2 前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、関東管区警察局長総務監察部に、監察官三人及び会計監査官一人を、近畿管区警察局及び九州管区警察局長の総務監察部に、監察官二人及び会計監査官一人を置く。

(管区警察局広域調整部の分課)

第二百二十九条 関東管区警察局、近畿管区警察局及び九州管区警察局長の広域調整部に、次の二課を置く。

広域調整第一課

広域調整第二課

2 前項に掲げる課のほか、関東管区警察局長広域調整部に、高速道路管理官四人及び災害対策官一人を、近畿管区警察局長広域調整部に、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、九州管区警察局長広域調整部に、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官二人を置く。

(管区警察局総務監察・広域調整部の分課)

### 第三節 地方機関

#### 第一款 管区警察局

(管区警察局総務監察部の分課)

第二百二十六条 関東管区警察局長、中部管区警察局長、近畿管区警察局長及び九州管区警察局長の総務監察部に、首席監察官一人を置くほか、次の三課を置く。

警務課

監察課

会計課

2 前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、関東管区警察局長総務監察部に、監察官三人及び会計監査官一人を、中部管区警察局長、近畿管区警察局長及び九州管区警察局長の総務監察部に、監察官二人及び会計監査官一人を置く。

(管区警察局広域調整部の分課)

第二百二十七条 関東管区警察局長、中部管区警察局長、近畿管区警察局長及び九州管区警察局長の広域調整部に、次の二課を置く。

広域調整第一課

広域調整第二課

2 前項に掲げる課のほか、関東管区警察局長広域調整部に、高速道路管理官四人及び災害対策官一人を、中部管区警察局長広域調整部に、高速道路管理官二人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、近畿管区警察局長広域調整部に、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、九州管区警察局長広域調整部に、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官二人を置く。

(東北管区警察局、中国管区警察局長及び四国管区警察局長の総務監察・広域

第三百三十条 東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局長の総務監察・広域調整部に、首席監察官一人を置くほか、次の五課を置く。

警務課

監察課

会計課

広域調整第一課

広域調整第二課

2 前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、東北管区警察局及び中国管区警察局長の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、中部管区警察局長の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路路管理官二人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、四国管区警察局長の総務監察・広域調整部に、監察官一人、会計監査官一人、高速道路路管理官一人及び災害対策官一人を置く。

(首席監察官及び監察官)

第三百三十一条 (略)

(警務課)

第三百三十二条 (略)

一〇九 (略)

(削除)

十 (略)

十一 職員の福利厚生に関すること。

十二 犯罪被害者等基本計画(犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第六十一号)第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。)の作成及び推進に関すること。

十三 (略)

調整部の分課)

第二百二十八条 東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局長の総務監察・広域調整部に、首席監察官一人を置くほか、次の五課を置く。

警務課

監察課

会計課

広域調整第一課

広域調整第二課

2 前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、東北管区警察局及び中国管区警察局長の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を、四国管区警察局長の総務監察・広域調整部に、監察官一人、会計監査官一人、高速道路路管理官一人及び災害対策官一人を置く。

(首席監察官及び監察官)

第二百二十九条 (略)

(警務課)

第三百三十条 (略)

一〇九 (略)

十 (略)

十一 (略)

(新設)

(新設)

十二 (略)

(監察課)

第三百三十三條 (略)

(會計課)

第三百三十四條 (略)

(會計監査官)

第三百三十五條 (略)

(広域調整第一課)

第三百三十六條 (略)

2 広域調整第一課においては、前項に掲げる事務のほか、次に掲げる事務  
(東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局  
にあつては、第三号に掲げるものを除く。)をつかさどる。

一〇三 (略)

(広域調整第二課)

第三百三十七條 (略)

2 広域調整第二課においては、前項に掲げる事務のほか、法第七十一条第  
一項の緊急事態及び法第五条第四項第四号に規定する事案に対処するため  
の計画及びその実施に関する事務をつかさどる。

(高速道路路管理官)

第三百三十八條 (略)

(災害対策官)

第三百三十九條 (略)

(外事技術調査官)

第三百四十條 (略)

(管区警察局情報通信部の分課)

第三百四十一條 (略)

(通信庶務課)

第三百四十二條 (略)

(監察課)

第三百三十一條 (略)

(會計課)

第三百三十二條 (略)

(會計監査官)

第三百三十三條 (略)

(広域調整第一課)

第三百三十四條 (略)

2 広域調整第一課においては、前項に掲げる事務のほか、次に掲げる事務  
(東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局にあつては、第三  
号に掲げるものを除く。)をつかさどる。

一〇三 (略)

(広域調整第二課)

第三百三十五條 (略)

2 広域調整第二課においては、前項に掲げる事務のほか、法第七十一条第  
一項の緊急事態及び法第五条第二項第四号に規定する事案に対処するため  
の計画及びその実施に関する事務をつかさどる。

(高速道路路管理官)

第三百三十六條 (略)

(災害対策官)

第三百三十七條 (略)

(外事技術調査官)

第三百三十八條 (略)

(管区警察局情報通信部の分課)

第三百三十九條 (略)

(通信庶務課)

第三百四十條 (略)

(機動通信課)

第四百三十三条 (略)

(通信施設課)

第四百四十四条 (略)

(情報技術解析課)

第四百四十五条 (略)

(府県情報通信部)

第四百四十六条 (略)

(管区警察学校の名称及び位置)

第四百四十七条 (略)

(管区警察学校校長)

第四百四十八条 (略)

(教授等)

第四百四十九条 (略)

(部)

第四百五十条 (略)

(庶務部の分課)

第四百五十一条 (略)

第四百五十二条 庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第六十

五条及び第六十六条の規定を準用する。

(教務部の所掌事務)

第四百五十三条 (略)

(指導部の所掌事務)

第四百五十四条 (略)

第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

(機動通信課)

第四百一十一条 (略)

(通信施設課)

第四百二十二条 (略)

(情報技術解析課)

第四百三十三条 (略)

(府県情報通信部)

第四百四十四条 (略)

(管区警察学校の名称及び位置)

第四百四十五条 (略)

(管区警察学校校長)

第四百四十六条 (略)

(教授等)

第四百四十七条 (略)

(部)

第四百四十八条 (略)

(庶務部の分課)

第四百四十九条 (略)

第四百五十条 庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ、第六十三

条及び第六十四条の規定を準用する。

(教務部の所掌事務)

第四百五十一条 (略)

(指導部の所掌事務)

第四百五十二条 (略)

第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置)

第百五十五条 (略)

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の分課)

第百五十六条 (略)

(通信庶務課)

第百五十七条 通信庶務課においては、第百四十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(機動通信第一課)

第百五十八条 (略)

(機動通信第二課)

第百五十九条 (略)

(機動通信課)

第百六十条 機動通信課においては、第百四十三条各号に掲げる事務をつかさどる。

(通信施設課)

第百六十一条 通信施設課においては、第百四十四条各号に掲げる事務をつかさどる。

(情報技術解析課)

第百六十二条 情報技術解析課においては、第百四十五条第三号に掲げる事務及び通信の安全の確保に関する事務をつかさどる。

(多摩通信部)

第百六十三条 (略)

(方面情報通信部)

第百六十四条 (略)

第三章 地方警務官の階級別定員

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置)

第百五十三条 (略)

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の分課)

第百五十四条 (略)

(通信庶務課)

第百五十五条 通信庶務課においては、第百四十条各号に掲げる事務をつかさどる。

(機動通信第一課)

第百五十六条 (略)

(機動通信第二課)

第百五十七条 (略)

(機動通信課)

第百五十八条 機動通信課においては、第百四十一条各号に掲げる事務をつかさどる。

(通信施設課)

第百五十九条 通信施設課においては、第百四十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(情報技術解析課)

第百六十条 情報技術解析課においては、第百四十三条第三号に掲げる事務及び通信の安全の確保に関する事務をつかさどる。

(多摩通信部)

第百六十一条 (略)

(方面情報通信部)

第百六十二条 (略)

第三章 地方警務官の階級別定員

第百六十五条 (略)

附則

1  
4 (略)

5  
1  
D N A型鑑識官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする

6  
(略)

別表第一 (第百六十五条関係)  
(略)

第百六十三条 (略)

附則

1  
4 (略)

(新設)

5  
(略)

別表第一 (第百六十三条関係)  
(略)